

審 査 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 例	第9条の13第3項
処 分 の 概 要	年少射撃資格認定証の書換え又は再交付
原 権 者	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項（許可証）、同第9条の13第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第32条（許可証の書換えの申請）、同第78条（年少射撃資格認定証の書換えの申請）、同第79条（年少射撃資格認定証の再交付の申請）
審 査 基 準	
標 準 処 理 基 準	3日以内（書換えにあつては1日以内）
申 請 先	住所地を管轄する警察署の生活安全課に提出してください。
問 合 せ 先	住所地を管轄する警察署の生活安全課
備 考	